

心身障害者に

扶養共済制度が施行

この制度は心身障害者の保護者が相互扶助の精神に基づき保護者が死亡し又は廃疾となった後、心身障害者に対して年金（月額二万円）を支給し心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに心身障害者の将来に對し保護者のいなく不安の軽減を図ることを目的として先般、新潟県心身障害者扶養共済制度ができましたので希望される該当者は加入申し込みをされるようお知らせします。

なおこの制度は任意加入で心身障害者扶養共済制度の内容施行期日
昭和四十五年四月一日より加入資格
心身障害者（将来独立生活することが困難であると認められるもの）及び身体障害者（一級）

森助役勇退

後任に柄沢総務課長が



森 前助役



柄沢 新助役

（三級までのもの）を扶養している保護者
加入資格年令
四十五才未満の者（但し昭和四十五年四月一日以前昭和四十六年三月三十一日までは六十五才未満まで認めます）
未納関係
年金額 月額二万円、加入者が死亡又は廃疾の状態となったときに支給します。
弔慰金 二万円、（一時金）心身障害者が死亡したとき保護者に支給されます。
脱退（資格喪失）関係
① 加入者が掛金を二ヶ月間滞納したとき。
② 加入者が脱退の申し出をしたとき。
③ 加入者の扶養している心身障害者が死亡したとき。

最初には皆様この報告の遅くなりましてと深くお詫び致します。
去る七月三十一日をもって任期満了により、長い役場生活に終止符を打たれた森助役は、昭和四四年役場職員として奉職以来四十一年間という長い間、種々な課の主任を歴任し、昭和二十一年から総務課長という要職を七年、後、助役を二期務め、その間、村長および女房役として村の発展に寄与された。たいへん長い間ご苦勞様でした。紙面を通じ感謝し、なお一層のご精進をお祈り致します。
また、後任として就任した、柄沢総務課長も二十数年間の職員生活の末、去る八月三十一日の臨時議会において八月一致の同意を得た。柄沢新助役、本村助役に私如きものが選任され、助役として村政に参与する機会が与えられましたことは誠に光榮であり感激の至りです。と同時に又その責任の重大さを強く感ずるものであります。役場生活四十一年のキャリアをお持ちの森助役のあとをお引受けするに、あまりにも浅学無才の

国民年金に 加算年金制度が

昭和四十五年十月一日より国民年金の中に加算年金（所得比例制）制度がとり入れられました。

この制度は今までの保険料（定額分月額四〇〇円）のほかに加算年金（所得比例制月額三五〇円）分だけ余分の保険料を納めることによつて加算年金分だけ多く年金を受けられる制度です。希望される人は進んで加入申し込みされるようお知らせいたします。

④ 加入者が他府県に転出したとき。
掛金関係
加入者年令区分及び掛金月額
三十五才未満の者 一〇〇〇円
三十五才以上四十五才未満の者 一三〇〇円
四十五才以上の者 一五〇〇円
掛金の減免措置関係
加入者が生活困窮のため掛金を納入することが困難の者に對して掛金が免除されます。
免除の割合は次の通りです。
① 生活保護法の被保護者であるとき 一〇〇％
② 市町村民税を課せられていないとき 五〇％
③ 市町村民税の均等割のみを課せられていないとき 三〇％

なおこの制度の加入は任意加入制でありますので念のため申し添えておきます。
加算年金（所得比例制）制度の内容
施行期日昭和四十五年十月一日より加入資格国民年金加入者被保険者ただし五年年金加入者、所得のない者及び法律又は申請により保険料の免除者は加入できません。
加入手続は昭和四十五年十月一日より役場厚生課年金係で受付します。以上詳細については役場厚生課へお問い合わせ下さい。
私、とういその任ではないかと思いましたが歴代の理事者、諸先輩、そして住民各位から賜りました厚いご教訓、温かいご指導により、二十余年の経験が指すもの心のきさきさでございませぬ。今後何かと不安な点も多いかと思ひますが、いったん堅い決意を、お引受け致した以上、自分の持てる力の限り誠心誠意職務に専念し、村長の意をたいへん、皆様方のご期待に添うたい最大努力をいたします。今後共変らぬ、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。就任のあいさつといたします。

着任のあいさつ

新警察所長



山口 敏雄

私は署内の異動により、渋谷前所長の後任として過日着任しました。黒埼村は史跡に富み、人情の厚い住みよいところと前から聞いていたが、こういう所に勤務させていただき幸と思っております。私は着任にあたり、次の三つを重点に取組んでいきたいと思ひます。
一、悲惨と不幸を招く交通事故を防止する。
二、暴力犯罪は、どんな小さなものでも徹底して取り締まる。
三、次代をなう青少年の非行を防止する。
これらの重点も、地域のみならずのご協力がなければ達成することができません。今後、地域のみならず、お互い手をとり合い犯罪や、交通事故を追究し、明るい幸福な生活を守るため、最善を尽くしたいと思います。どうか、みなさんのご理解とご協力をお願い申し上げます。着任のあいさつといたします。

「タバコ」は 村内の小売店で

明るく正しい選挙標語話 正しい選挙明るい政治

ら増減額請求が出来る
8 農業委員会が設定する標準小作料より著しく高い小作料は減額勧告が出来る
9 農業委員会による和解の仲介制度がはつきり定められた
10 農地転用に対する処分がきびしくなった（農業委員会）

交通事故相談室 4

4 損害賠償の土台（自動車損害賠償責任保険）

自動車事故が起こり、さあ損害賠償だといふとき、まず第一の土台になるのがこの保険です。世間ではふつう強制保険（自賠責）とよばれています。この保険は、お金のあるなしに関係なく自動車の保有者に一定の賠償能力をもたせ、それによつて被害者を守ろうというものです。保険の取扱いは、民間の損害保険会社があたつています。法律により、自動車（大型車から原動機付自動車までを念む）は、（特別の例外を除き）すべてこの保険をつけなければなりません。また、車検、登録、届出も受付けてもらえませんが、無保険で車を使った場合は、6ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金に処せられます。

1 死亡の場合
(1) 死亡による損害（将来得られたはずの収入、葬儀費、遺族慰謝料等を一括）に對して
① 1人につき500万円まで
(2) 死亡するまでのケガによる損害に對して
① 1人につき50万円まで
2 ケガの場合
(1) ケガによる損害（救助捜索費、治療関係費の実費）★治療期間中の補償費の合計）に對して
① 1人につき50万円まで
② 1人につき休業補償700円；それ以上の休業損が証明し得る場合は実費補償、慰謝料1000円
(2) 後遺障害補償費に對して、障害の程度に応じた等級（14等級あります）により1人につき、
（定額）
第1級……………500万円
第14級……………19万円

ことをご期待し皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。なお改正の主なるものは左のとおりであります。
1 権利取得の上限面積が緩和された（経営面積がいくら大きくともよい）
2 下限面積三十アールが五十アールに引上げられた
3 創設自作地も貸付が出来ることになった
4 農地移動の許可権の大部分が農業委員会に移された
5 離農者は、本人とその相続人に限り在村地主なみの小作地所有が認められる
6 農地一筆ごとの小作料最高統制額がなくなった
7 そのかわり地主、小作双方が

① この保険で補償される損害
自動車運行中（他人）をケガさせたり、死亡させたりしたとき）の損害。
② この保険では補償されない損害
補償は人身事故にかざられてはならず、被害者の衣服や時計、自動車、建物等々、物の損害は補償されません。また、他人に与えた損害にかざられてはならず、事故を起こした車の運転者、あるいは保有者自身の場合は、自分の車についている保険は利用できません。
③ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

④ 1 保険金の請求のしかた
1 加害者がまず被害者に損害賠償金を支払ったうえで、その領収書その他必要書類を添えて保険会社に請求します。
2 被害者が保険会社に直接請求する。
加害者に賠償の誠意がなかったり、誠意があつても賠償が受けられなかった場合など、加害者の加入している保険会社に直接請求できます。（事故の際、保険会社名、保険証明書番号などを忘れずに確認しておいてください。）

新農地法が施行 十月一日より

昭和四十三年、四十四年と続けて流産の浮き目をみた、農地法改正案が、漸く昭和四十五年五月八日の第六十三特別国会で成立され、十月一日から施行されることになりました。

請負耕作や、ヤミ小作料の発生等かなり乱れている農地制度に本来の秩序を回復し、さらに、昭和二十七年の農地法制定当時と大きく変わった。社会情勢の変化に對して、農地の流動化を円滑にして、農業経営の規模拡大を農地政策の面からうながして農業の構造改善の基礎条件をつくるのが改正のねらいであるかと思われれます。

申すまでもなく農地法は食糧制度と、ともに、農業を支える大きな柱です。昭和二十七年に制定された時は農地改革の原則を恒久化し、自作農的土地所有を維持するため、地主制度の復活を防止するというのが最も大きなねらいでありました。しかし最近十余年の流れのなかで、経済の高度成長は農業や農村の情勢を大きく変化させ、一方では大量の労働力が農村から流出すると、ともに、農業で生き抜こうとする農家は農業経営の規模を拡大することが必須の要件となつて来ましたが、このような要請にこたえて漸く農地法の改正が実現したのですから、農業の運命は勿論であります。農業の構造改善に積極的になすびづく

契約や遺言などは 公正証書の公正証書に

お金の貸し借り、不動産の売買その他、いろいろの契約や遺言などをキチンとさせ強力なものをにするためには、公正証書で公正証書にしておく方がよいでしょう。

公正証書は公証人（判検事、法務局長、弁護士などの中から法務大臣が任命する）が、国の監督の下でつくり、契約、契約の証拠としての信用は完全な約。ただの口約束や、当事者間の契約書だけでは相手方が約束を

目的価額	手数料
10万円まで	500円
50万円まで	600円
50万円まで	900円
100万円まで	1,500円
500万円まで	1,700円
500万円まで	5,400円
1,000万円まで	3,500円
1,000万円以上	500万円を増すごとに500円